

三位一体改革に関する政府・与党合意に対する緊急声明

昨日の三位一体改革についての政府・与党合意は、**第1期改革の生命線とも言うべき「基幹税による3兆円の税源移譲」**を確定させたもので、**本格的な分権改革の第一歩を踏み出したこと**については、**一定の評価**をしたい。

今回、税源移譲の対象とされた施設整備費については、移譲割合が5割と骨太方針2003で示された裁量的事業の8割という基準を下回ったことは残念であるが、**建設国債対象経費は税源移譲できないとする財務省の主張に風穴を開けた意義は大きく、補助金改革の本丸ともいうべき公共事業関係補助負担金の地方移譲への足がかり**となったものと受けとめている。

一方、地方側が終始一貫、国が全国的見地から財政責任を負うべきとして反対した生活保護費の国の負担率の引き下げは回避されたが、代わりに児童扶養手当及び児童手当の国の負担率が引き下げられ、**地方に負担転嫁**された。

義務教育費国庫負担金についても、国の負担率を引き下げただけであり、国と地方の責任や役割をどうするかといった理念が示されなかった。

このように、単に国の負担率を切り下げたり、補助金額をカットしたりするなど、国の関与を残したままで**地方の裁量の拡大につながらない見直しが多く含まれたことは、残念**である。

我々は、これまで一貫して、三位一体改革とは「**この国のかたち**」そのものを**変革**するものであり、**中央政府と地方政府の役割分担を再構築**することにより、**持続可能な「分権国家」**に転換するものであると主張してきた。

今回の政府・与党合意をステップとして、**平成18年に策定予定の骨太方針**には、**第2期改革の取組みの方向性をしっかりと示し**、官僚や族議員の抵抗を排して着実に改革を進めていただきたい。

我々地方も、来たるべき分権時代の旗手として、**たゆまぬ自己改革**に邁進し、地域の知恵と資源を結集し、**自主・自立の地域経営**を進めていく。

平成17年12月1日

21世紀臨調「知事・市町村長連合会議」座長 岩手県知事 増田 寛也
提言・実践首長会 会長 犬山市長 石田 芳弘